

# 法科大学院関連法の改正に係る 政令・省令・告示の制定・改正

## 1. 定員管理

- 法科大学院の定員増減を認可事項化
  - ・学校教育法施行令(政令)
  - ・学校教育法施行令第二十三条の二第一項第六号の規定による文部科学大臣が定めるところとされた分野(文科省告示・新規)
  - ・大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則の一部を改正する省令
  
- 入学定員の総数の上限を令和元年度の入学定員(2, 253 人)と規定(10 年期限)
  - ・大学、大学院、短期大学及び高等専門学校を設置等に係る認可の基準(文科省告示)

## 2. 法曹養成連携協定

- 特別な選抜による法曹コースから法科大学院への入学者の上限を入学定員の1/2と規定。(未修者・社会人を含む法曹コース以外の入学者の枠を確保)
  - ・法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律第六条第一項の規定に基づく文部科学大臣の認定に関する省令(新規)
  
- 法曹養成連携協定の大臣認定に必要な事項(早期卒業の認定に関する学内規定の整備など)を規定
  - ・法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律第六条第一項の規定に基づく文部科学大臣の認定に関する省令(新規)

## 3. 教育の充実

- 法科大学院修了に必要な単位数を4つの科目群(法律基本科目、

法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目)ごとに規定。うち展開・先端科目について、司法試験の選択科目に当たる科目4単位を必修として規定。

- ・ 専門職大学院設置基準（省令）
- ・ 専門職大学院に関し必要な事項について定める件（告示）

○ 入学者選抜、成績評価・修了認定の厳格化や、論述の能力その他の専門的学識の応用能力を涵養するために必要な方法により授業を行うよう適切に配慮しなければならないことなど、教育内容の充実に係る規定を追加。

- ・ 専門職大学院設置基準（省令）

○ 既修者認定試験等により法科大学院入学後に修得したものとみなす単位数の緩和(30→46 単位)や、年間の履修単位数の上限の増加(36→44 単位)

- ・ 専門職大学院設置基準（省令）

○ 法律改正や設置基準改正を踏まえた認証評価の観点の見直し

- ・ 学校教育法第百十条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令

#### 4. 飛び入学

○ 大学院への飛び入学の判断材料として既修者認定試験を追加

- ・ 学校教育法施行規則（省令）

【施行日】 1. は令和3年4月1日(令和2年3月からの認可申請から対応)、2. 4. は令和2年4月1日、3. のうち設置基準は令和2年4月1日から順次、認証評価細目省令は令和4年4月1日。

# 法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律等の一部を改正する法律の概要

## 趣 旨

法曹の養成のための中核的な教育機関としての法科大学院における教育の充実を図り、高度の専門的な能力及び優れた資質を有する法曹となる人材の確保を推進するため、①法科大学院における教育は法曹となろうとする者に必要とされる学識等を涵養するための教育を段階的かつ体系的に実施すべきこと等を大学の責務として新たに規定するとともに、②法科大学院を設置する大学と当該法科大学院における教育との円滑な接続を図るための課程を置く大学との連携に関する制度の創設、③法科大学院の課程における所定の単位の修得及び当該課程の修了の見込みについて当該法科大学院を設置する大学の学長が認定した者に対する司法試験の受験資格の付与等の措置を講ずる。

## 概 要

### 1. 法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律の一部改正

#### (1) 法科大学院における教育の充実

- ① 法科大学院において、以下の学識等を段階的・体系的に涵養すべきことを規定。【第4条】
  - (ア) 法曹となろうとする者に共通して必要とされる学識及びその応用能力
  - (イ) 法曹となろうとする者に必要な専門的な法律に関する分野の学識及びその応用能力
  - (ウ) 実務の基礎的素養や弁論能力等
- ② 法科大学院に、教育課程や成績評価・修了認定の基準等の公表を義務付け。【第5条】

#### (2) 法科大学院と法学部等との連携に関する規定の新設

法科大学院を設置する大学が、当該法科大学院における教育との円滑な接続を図るための課程（連携法曹基礎課程）を置こうとする大学と当該課程における教育の実施等に関する「法曹養成連携協定」を締結し、文部科学大臣が認定する制度を創設。【第6条】

#### (3) 法科大学院における入学者の多様性の確保

法学未修者、社会人、早期卒業・飛び入学により入学しようとする者に対する入学選抜における配慮義務を規定。【第10条】

#### (4) 法務大臣と文部科学大臣の相互協議の規定の新設

法務大臣及び文部科学大臣は、法科大学院の学生の収容定員の総数その他の法曹の養成に関する事項について、相互に協議を求められることができること等を規定。【第13条】

※ 政令により法科大学院の定員増を認可事項とし、文部科学省告示により入学定員総数につき2,300人程度を上限とする。

### 2. 学校教育法の一部改正【第102条第2項】

大学院への飛び入学の資格について、当該大学院を置く大学が定める単位を優秀な成績で修得したと認められる者に加えて、当該者と同等以上の資質・能力を有すると認められる者（※）を追加。

※ 文部科学省令により、判断材料として、法科大学院の「既修者認定試験」を規定。

### 3. 司法試験法及び裁判所法の一部改正

- ① 司法試験の受験資格を有する者として、法科大学院の課程に在学する者であって、所定の単位を修得しており、かつ、1年以内に当該法科大学院の課程を修了する見込みがあると当該法科大学院を設置する大学の学長が認定したものを追加し、受験可能期間の起算点の特則を規定。【司法試験法第4条第2項】
- ② 上記の受験資格に基づいて司法試験を受けた者については、司法試験の合格に加え、法科大学院課程の修了を、司法修習生の採用に必要な要件として規定。【裁判所法第66条第1項】
- ③ 司法試験の選択科目相当科目の履修義務付け（※）を含む法科大学院教育の見直しを踏まえ、予備試験の論文式試験について、選択科目を導入し、一般教養科目を廃止。【司法試験法第5条第3項】

※ 1. (1) ①(イ)を踏まえ、文部科学省令において規定。

等

## 施行期日

平成32（2020）年4月1日（ただし、1.（4）及び経過措置に係る規定は公布日、3. ①及び②並びに1.のうち3. ①に係る規定は平成34（2022）年10月1日、3. ③は平成33（2021）年12月1日）